

同表津地方務局の部上野支局の款青山出張所の項中「折川」を「折川 下神戸 朝日ヶ丘町」に改める。

同表津地方務局の部四日市支局の款富洲原出張所の項中「八千代台」を「八千代台 自一丁目」に改める。

同表鹿兒島地方務局の部川内支局の款阿久根出張所の項中「野田村」を「野田町」に改める。

同表鹿兒島地方務局の部名瀬支局の款同支局及び登利出張所の各々中「龍郷村」を「龍郷町」に改める。

第二條 登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則

この省令は公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定中其目寺出張所及び阿久根出張所に係る部分は、昭和五十年四月一日から施行する。

○農林省令第八号

不要存置林野の売払についての国有林野法施行規則の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十年三月二十五日

農林大臣 安倍晋太郎

不要存置林野の売払についての国有林野法施行規則の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令

不要存置林野の売払についての国有林野法施行規則の臨時特例に関する省令（昭和三十四年農林省令第五号）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第七條第一項第一号及び第三号の規定に基づき、建設省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十年三月二十五日

建設省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

建設省所管補助金等交付規則（昭和三十三年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

省令第三十八号）の一部を次のように改正する。本則中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

附則

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

○農林省令第九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十年三月二十五日

農林大臣 安倍晋太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項第二号中「沖永良部島、与論島、沖繩群島、宮古群島又は八重山群島」を「北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を除く。）」に改める。

別表二の一の項の地域の欄中「沖永良部島、与論島、沖繩群島、宮古群島、八重山群島」を「北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を除く。）」に改め、同表の三の項の地域の欄中「奄美群島（沖永良部島及び与論島を除く。）」を削る。

別表四の二の項の地域の欄及び別表五の二の項の地域の欄中「沖永良部島、与論島、沖繩群島、宮古群島、八重山群島」を「北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を除く。）」に改める。

附則

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

<p>昭和三十九年発生住宅災害復旧費補助</p>			<p>公営住宅建設費補助</p>	<p>別記様式第一中「別表第一」を「別表第一（第九号関係）」に改める。 別記様式第二中「別表第二」を「別表第二（第九号関係）」に改める。 別記様式第三中「別表第三」を「別表第三（第九号関係）」に改める。 別記様式第四中「別表第四」を「別表第四（第九号関係）」に改める。 別記様式第五中「別表第五」を「別表第五（第十一号関係）」に改める。 別記様式第六中「別表第六」を「別表第六（第十一号関係）」に改める。 別表第一中「別表第一」を「別表第一（第六号関係）」に改める。</p>
<p>昭和三十九年発生住宅災害復旧費補助</p>	<p>（公営住宅建設費補助） 次の各号に定めるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの 一、 団地の位置の変更 二、 建物の構造型式又は階数の変更 三、 団地の形状又は建物の配置若しくは間取りについての重要な変更</p>	<p>（公営住宅住戸改良事業費補助） 次の各号に定めるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの 一、 団地の位置の変更 二、 建物の構造型式又は階数の変更 三、 団地の形状又は建物の配置若しくは間取りについての重要な変更</p>	<p>（公営住宅建設費補助） 次の各号に定めるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの 一、 団地の位置の変更 二、 建物の構造型式又は階数の変更 三、 団地の形状又は建物の配置若しくは間取りについての重要な変更</p>	<p>「河川等災害関連事業費補助 特殊地下埋設対策事業費補助 道路改修等事業費補助 障害防止対策事業費補助 海岸事業費補助 地方道路公社有料道路災害復旧事業費補助」を</p>